平成２４年（フ）第５１７９号
大阪市旭区赤川４丁目４番２号
債務者　音嶋　克幸
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４８号
大阪市浪速区元町２丁目８番21号　メビウス八阪503号
債務者　田中佐智子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５８号
鳥取県米子市彦名町5013番地、申立時の住所大阪市東成区深江南２丁目１番22号　ウィステリア403号
債務者　井川　友介
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５９号
鳥取県米子市彦名町5013番地、申立時の住所大阪市東成区深江南２丁目１番22号　ウィステリア403号
債務者　井川加奈子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１９号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目６番19号309号
債務者　土井　良子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３７号
大阪市東淀川区小松３丁目２番12―502号
債務者　有田　美香（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７５号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番７―901号
債務者　城山　和子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７８号
大阪市平野区加美北３丁目５番22号　リフレール加美201
債務者　原武　喜史
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８５号
大阪市大正区千島３丁目１番25―303号、前住所大阪市大正区千島１丁目８番７号
債務者　吉澤　光浩
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１９号
大阪市淀川区田川１丁目５番14―513号
債務者　三宅　宣雅
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４０号
大阪府大東市北条４丁目４番207号
債務者　矢野　澄子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００２号
大阪市城東区新喜多東２丁目８番15号　シャルマン富士202、前住所大阪市旭区新森７丁目５番17号
債務者　北方　一輝
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７０号
大阪府大東市南津の辺町８番18号
債務者　前川　広美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９２号
大阪府門真市野里町40番24号　ビッグバーンズマンション野里204号
債務者　真野　紀彦
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１３号
大阪府高槻市富田町２丁目23番２号
債務者　水野　義和
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１１８号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番11号、前住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目９番33号モンレーブ大野602号
債務者　中井　好子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３３号
愛知県豊明市大久伝町南14番地５　中野コーポ303号
債務者　鍛治　奉美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部